

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）木の下地区・野口地区・草井坂地区）計画を平成30年1月10日変更した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成30年1月19日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成30年1月16日

香川県知事 浜 田 恵 造